

被災建築物解体マニュアル〔石綿（アスベスト）対策〕

平成20年 3月作成
令和 8年 4月改訂

徳島県 環境管理課

◇このマニュアルは、災害時における次の2つの状況とその対策を想定しています。

状況1：倒壊・破損した建築物等からの、石綿の露出等による飛散のおそれ



応急措置

状況2：復興活動における解体・補修・処分による飛散のおそれ



適切な解体・補修・処分

参考：「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（環境省）

状況1 倒壊・破損した建築物等からの、石綿の露出等による飛散のおそれ

(災害発生直後の応急危険度判定の結果及び住民等からの情報等に基づき、石綿飛散のおそれのある箇所の石綿の飛散・ばく露防止の応急措置)

(1) 対象石綿等

風等の影響によって飛散するおそれのある、露出した石綿

※ 吹付けロックウール等、外観から石綿の有無が判断できない場合も、対象とすることが望ましい。

(2) 飛散・ばく露防止措置

災害発生直後は応急措置対応を行い、インフラ等の回復後は状況2に従い、適切な解体等を行うことを原則とする。

①「養生」 プラスチック製等のシートにより飛散防止を図る。

②「散水・薬剤散布」 水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う。

<養生、散水等が行えない場合>

最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等により「立入禁止」とする。

※ 石綿の使用（又は疑いのある）建築物等である旨を記載した掲示をすることが望ましい。

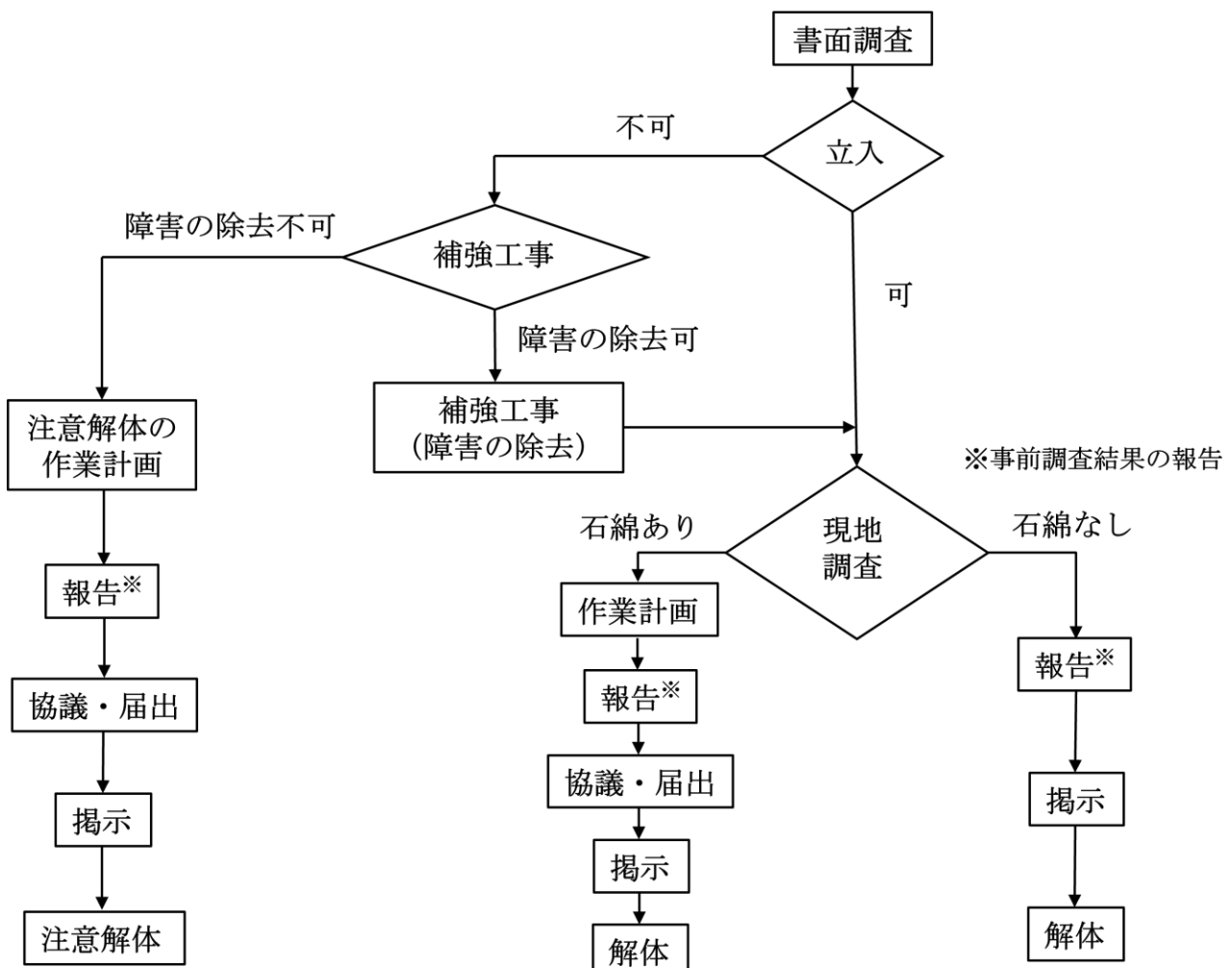
(3) 実施者

原則として建築物の管理者・持ち主等が行う。

状況2 復興活動における解体・補修・処分による飛散のおそれ

(インフラ回復後の復興活動を行うに当たり、必要な解体等を行う際の石綿の飛散防止措置(適切な解体等))

1 災害時のフロー



2 書面調査及び現地調査

可能な範囲において平常時と同様に書面調査及び現地調査を実施すること。

書面調査によって石綿の使用の有無が判断できない部分については、被災による障害を除去した後、現地調査をすること。書面調査において石綿の使用を確認できなかった場合でも、現地調査をすることが望ましい。

なお、建築物等への立入り可否に係る判断は、安全確保の可否を基準に事業者等の責任において実施すること。補強工事等の実施による障害の除去を原則とすること。



※ 一定規模以上の解体については石綿事前調査結果報告システムに報告が必要
石綿事前調査結果報告システム (<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>)

◇ 書面調査による確認事項

1	建築物の概要（建築物等の名称、所在地、用途、所有者、構造・階数、敷地面積、延べ床面積、増改築の有無等）
2	建材の分類（吹付け材、保温材、仕上塗材、成形板等）
3	建材の種類（吹付けロックウール、ケイ酸カルシウム板、石膏ボード等）
4	施工場所（施工個所、面積、厚さ等）
5	施工時期（製造時期）
6	商品名及びメーカー
7	過去の石綿事前調査実施状況、石綿含有建材処理状況等

3 障害の除去が不可能な場合（注意解体の場合）

倒壊の危険が著しく補強工事等の実施が極めて困難な場合や、倒壊等によって人の立入るスペースが無くなった状態等のことであり、石綿があるものと考えて対応すること。

(1) 注意解体における作業計画

作業計画の策定に当たっては、障害の除去に主眼をおき、立入り可能となった段階において石綿施工の不明箇所について調査を行うことを盛り込み、石綿の飛散防止に努めること。

◇ 注意解体の作業計画におけるチェックポイント

1	事前調査を行っていない範囲からの解体は極力避けること。
2	除去可能な危険要因がある場合、危険の除去から始め、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること（例えば、瓦の落下による危険要因除去等）。
3	解体を周辺部分から行う等の措置により、事前調査の可能範囲を広げられるよう努めること。
4	危険要因の除去及び周辺部分からの解体等により、調査可能範囲を広げた場合、調査を実施し、実施した調査結果に基づき作業計画の修正を行うことを、作業計画に盛り込むこと。
5	石綿除去方法の選択は、次の優先順で選択されていること。 優先順1 必要に応じた補強の実施後、平常どおり石綿を事前に除去 優先順2 周辺部分から注意解体し、安全確保後に石綿除去 優先順3 適切な飛散防止措置を施し、解体・分別
6	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m 又は 3m のいずれか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートにより養生すること。 ・工事期間中は常に散水を行うこと（薬液散布・固化が望ましい）。
7	解体中の新たな石綿発見時の対応について記載されていること。 (関係届出機関への即時報告と計画の再協議及び修正)

(2) 協議及び届出

可能な限り書面調査を実施し、大気汚染防止法（県庁環境管理課、各環境保全室環境保全担当）及び石綿障害予防規則（各労働基準監督署）を所管するそれぞれの機関と協議の上、レベル1、2に該当する場合は届出をすること。

(3) 掲示（全ての解体について掲示が必要）

見やすい場所に次に掲げる事項を表示した掲示板を設けること。

①事前調査の結果

②調査を終了した年月日

③調査の方法

④調査者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）及び住所

⑤工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）及び住所

⑥特定粉じん排出等作業実施届の届出年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名）及び住所

⑦作業の実施の期間及び方法

⑧現場責任者の氏名及び連絡場所

⑨特定建築材料の種類

(4) 注意解体時における飛散防止措置

①建築物の四方は、建築物の高さ+2m 又は 3m のいずれか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートにより養生すること。

②工事期間中は常に散水を行うこと（薬液散布・固化が望ましい）。

※留意事項

・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には速やかに調査を行い、石綿を発見した場合には作業計画を変更すること。

・作業計画は、できる限り不明箇所の調査が事前に可能となるように作成すること。

4 障害の除去が可能な場合（補強工事の実施後又は平常どおり解体する場合）

補強工事により障害の除去が可能な場合は、必要に応じて適切な補強工事を行い、補強後に平常時と同様に石綿の除去を行い解体することを原則とすること。

補強工事が不要な場合は、平常時と同様に石綿の事前除去を行い、解体を行うこと。

(1) レベル1、2石綿含有建材（吹付け石綿や石綿含有保温材等）を除去する場合

①被災による障害を除去可能とした範囲においては、障害を除去した後、平常時と同様の作業計画を作成すること。

②大気汚染防止法及び石綿障害予防規則を所管するそれぞれの機関に届出をすること。

③3(3)の掲示を見やすい場所にすること。

(2) レベル3石綿含有建材（石綿含有成形板等）を除去する場合

①作業計画の作成は(1)①のとおりとすること。

②3(3)の掲示を見やすい場所にすること。

③原則として石綿含有建材に散水して湿潤化した後、破碎せず手作業によりできるだけ原形のまま取り外すこと。

(3) 石綿なしの場合

3(3)の①から⑤までの項目を見やすい場所に掲示すること。

※掲示の様式例として、一般社団法人日本建設業連合会において公開されているので参考に示す。

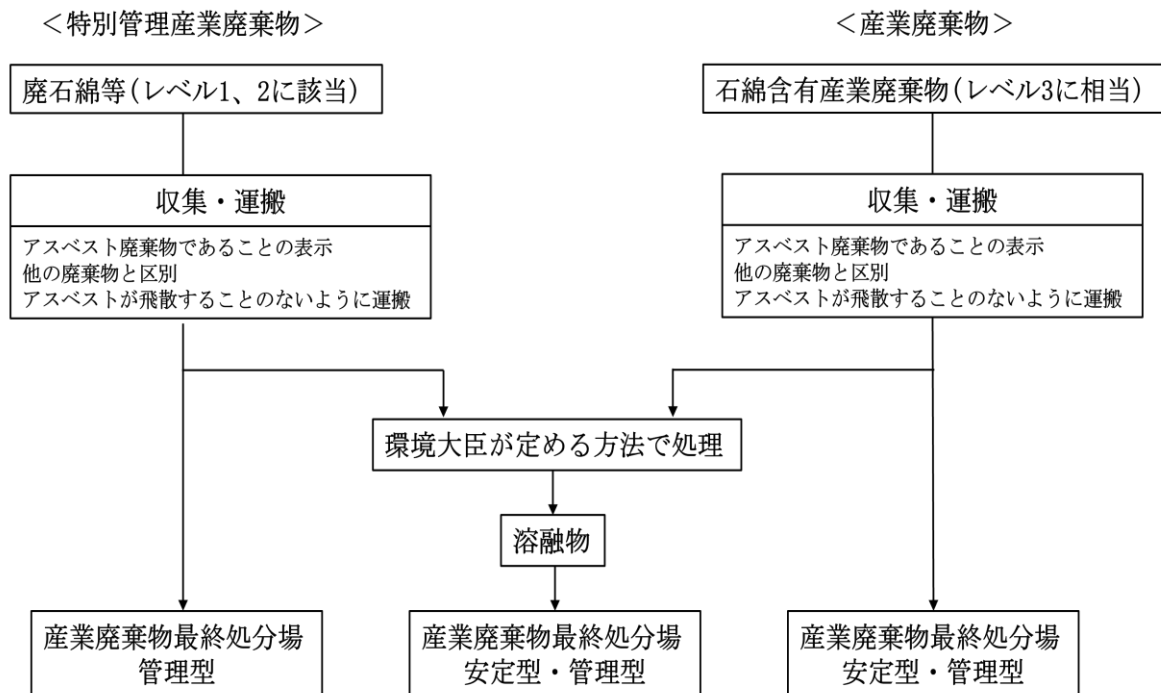
建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
本工事は、「石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告」 労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出、大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出 を行っております。 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について 以下のとおり、お知らせします。			
事業場の名称：			
届出先及び 届出年月日	労働基準監督署 都・道・府・県 市・区	令和 年 月 日 令和 年 月 日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)
	調査終了年月日	令和 年 月 日	
	看板表示日	令和 年 月 日	住所
解体等工事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
【調査方法】 <input type="checkbox"/> 書面調査 <input type="checkbox"/> 目視(現地)調査 <input type="checkbox"/> 分析調査		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名)	
【調査箇所】		住所	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		現場責任者氏名：	
【石綿含有あり】		連絡場所 TEL：	
【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照		を石綿作業主任者に選任しています。	
		調査を行った者(分析等の実施者)	
		氏名又は名称及び住所	
		事前調査・試料採取を実施した者	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法			
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他		
集じん装置・排気能力(m ³ /min)	分析を実施した者		
使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)			
使用する資材及びその種類	その他の事項		
その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法	調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す		
備考：その他の条例等の届出年月日	①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日		

(出所) 一般社団法人日本建設業連合会ホームページ (<https://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=349>)

5 廃棄物の処分

解体後の石綿を含む廃棄物については、廃棄物処理法の規定に従い適正に処分するものとする。

【参考】建築物解体等において発生するアスベストの廃棄物の処理フロー



6 その他の留意事項

(1) 石綿作業主任者の設置

解体工事事業者は、作業従事者の中から石綿作業主任者を選任して、次の業務及び確認を行なわせること。

- ①作業従事者に対する作業指揮
- ②作業場への関係者以外の立入禁止措置の徹底
- ③作業場の隔離及び掲示板の設置

(2) 作業従事者の保護

解体工事事業者は、作業従事者に呼吸用保護具（防じんマスク等）及び作業衣を着用させること。

(3) 石綿濃度の測定等

周辺環境への配慮の観点から、作業場周辺での環境濃度を測定し、高値が検出された時は公表するとともに防じんマスク等の着用を住民に呼びかける。

【資料】

〔用語の説明〕

- 1 「防じんシート」：石綿粉じん、石綿の塊などの作業場以外の周辺への、飛散又は散乱等を防ぐために使用するプラスチック製等のシートで簡単に破れないもの。
- 2 「障害」：被災による影響。「危険発生障害」（建築物等の倒壊等による危険）と「立入り障害」（建築物等が倒壊してしまったための物理的な立入り困難）がある。
- 3 「注意解体」：障害によって建築物等への立入りができない場合の解体。
- 4 「薬液等」：薬液（湿潤薬剤）と水。
- 5 「事業者等」：解体等の事業を行うもの。災害時においては住民等により解体・撤去等が実施されることもあるため、これらも含む。

【問合せ窓口】

○解体等工事の届出（大気汚染防止法）に関すること。

- ・工事場所が徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、板野郡、名東郡、名西郡の場合

県庁環境管理課 企画・大気担当（電話：088-621-2274）

- ・工事場所が阿南市、那賀郡、海部郡の場合

南部環境保全室環境保全担当（電話：0884-28-9858）

- ・工事場所が美馬市、三好市、美馬郡、三好郡の場合

西部環境保全室環境保全担当（電話：0883-53-2061）

○解体等工事の届出（労働安全衛生法・石綿障害予防規則）に関すること。

最寄りの労働基準監督署〔徳島、鳴門、阿南、三好〕

（電話：徳島 088-622-8138 鳴門 088-686-5164 阿南 0884-22-0890 三好 0883-72-1105）

○産業廃棄物に関すること。

県庁資源循環課（電話：088-621-2278）

【参考マニュアル】 ※下記のHPアドレス又は環境省のHPから入手可能です。

○災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(令和5年4月)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和8年2月改正)

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

改訂履歴

平成24年4月1日：環境局「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007」



環境総局「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」

平成28年4月1日：
・環境総局 削除
・大気汚染防止法の改正に伴う追記等一部改変
・環境整備課 → 環境指導課
・「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2011」
→ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」

令和2年4月1日：
・県民環境部 → 危機管理環境部
・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
平成19年8月 → 平成29年9月

令和7年3月3日：
・危機管理環境部 → 部を削除、県庁に変更
・大気汚染防止法の改正に伴う追記等一部改変
・災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル
平成29年9月 → 令和5年4月

令和8年4月1日：
・総合県民局保健福祉環境部環境担当 → 環境保全室環境保全担当
・環境指導課 → 資源循環課
・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止
対策徹底マニュアル
令和6年2月改訂 → 令和8年2月改正